

# 加賀市消防施設整備事業補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第108号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の防火・防災意識の高揚と防火・防災体制の確立を図るため、消防施設整備の新設、改良等に対して必要な事業について、加賀市補助金交付規則（平成17年加賀市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 一定の地域内の住民を構成員として組織されている町（区）会
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める団体又は個人

(事務手続)

第3条 この補助金の交付に係る事務手続は、規則の定めるところによる。

(補助内容)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。なお、規格及び品目については、別表に定める。

- (1) 初期消火用資機材整備事業
  - ア 小型動力ポンプ
  - イ 放水器具
  - ウ 吸水器具
- (2) 救助用資機材整備事業
  - ア 隊員保護用器具
- (3) 消防施設整備事業
  - ア 資機材格納庫
  - イ ホース乾燥施設
- (4) 消防施設設備の改良事業
  - ア 防火用水の改良
  - イ 防火水そう（ため池）の改良
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助金適応基準)

第5条 適応基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号から第3号に掲げる資機材及び施設については、破損が著しいものの更新、又は新規購入のものとする。

(2) 消防施設設備の改良については、市長が必要と認めたものとする。

(補助金の額及び範囲)

第6条 補助金交付額は、**購入価格が10,000円以上（消費税を含まない。）で基準額の2分の1以内とし、1,000円未満は切り捨てる。**ただし、**小型動力ポンプについて、15年以上経過し破損が著しいものの更新、又は新規購入の場合は、補助金交付額は基準額の3分の2以内とし、1,000円未満は切り捨てる。**

第7条 前条の基準額は別に定める。

第8条 この告示に定めるもののほか、各条項等に問題点が生じた場合は、その都度協議する。

第9条 この告示に定めるところによる項目及び品目等については必要に応じて追加するものとし、3年毎に見直しを行う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

項目及び品目			規格及び附属品																																	
初期 消 火 用 資 機 材	小型動力ポンプ		動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令ポンプ級別C-1級、又はB-3級以上とする。 (附属品) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">吸管</td> <td style="width: 20%;">2本</td> <td style="width: 30%;">ロープ</td> <td style="width: 20%;">1本</td> </tr> <tr> <td>吸管ちりよけかご</td> <td>1個</td> <td>消火栓媒介金具</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>吸管ストレーナ</td> <td>1個</td> <td>鳶口</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>吸管枕木</td> <td>1個</td> <td>投光器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>台車</td> <td>1台</td> <td>バッテリー充電器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>3本</td> <td>専用工具</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>管鎗</td> <td>1本</td> <td>ポンプカバー</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>可変式ノズル</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		吸管	2本	ロープ	1本	吸管ちりよけかご	1個	消火栓媒介金具	1個	吸管ストレーナ	1個	鳶口	1本	吸管枕木	1個	投光器	1個	台車	1台	バッテリー充電器	1個	ホース	3本	専用工具	1式	管鎗	1本	ポンプカバー	1枚	可変式ノズル	1個		
	吸管	2本	ロープ	1本																																
	吸管ちりよけかご	1個	消火栓媒介金具	1個																																
	吸管ストレーナ	1個	鳶口	1本																																
	吸管枕木	1個	投光器	1個																																
	台車	1台	バッテリー充電器	1個																																
	ホース	3本	専用工具	1式																																
管鎗	1本	ポンプカバー	1枚																																	
可変式ノズル	1個																																			
放 水 器 具	管鎗	アルミ製（ハンドル、バンド付、赤紐巻）																																		
	ホース	20m以上差込式、 使用圧力0.9Mpa以上																																		
	ノズル	可変式																																		
吸 水 器 具	消火栓 ハンド ル	地下消火栓	鉄製、開栓部40×40mm、全長750mm以上																																	
		地上消火栓	鉄製、備えようとする消火栓の開栓部の寸法による。																																	
	吸管	75mm又は65mm×3m 吸管 (附属品) 吸管ちりよけかご 吸管ストレーナ																																		
その他		台車																																		
機 材 整 備	用 隊 員 保 護 器 具	ヘル メ ット	検定品とする。																																	
消 防 施 設	格 資 納 機 庫 材	ホ ー ス 格 納 箱	65mmホース3本、筒先1本、消火栓開閉器1本を収納可能な大きさ以上																																	
	ホース乾燥施設		同時に6本以上のホースを乾燥できる構造とする。																																	